

## 第135回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年6月20日（水）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和4年6月20日（水）午前 9時45分
- 3 閉会の日時 令和4年6月20日（水）午前10時25分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	欠
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 真樹		
	東区協議会長	岡崎 章二		
事務局	担当局長	佐古 和之	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔	主幹	佐藤 孝司
	担当課長補佐	三浦 諭	農地担当係長	橋本 聰実

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- （2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- （3）農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- （4）転用事業計画変更承認申請について
- （5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- （6）農地の公売に対する買受適格証明願（耕作目的）について
- （7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
- （2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
- （3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- （4）農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

申請等（1）農政関係等について

（2）その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹 8番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第134回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 1 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 岡本 五樹 委員、8番 今東 徳雄 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

橋本係長 議案の訂正ですが、「第135回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案、申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ3番は令和4年6月13日付で取下げとなりました。また、7ページ申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）、東区3番は令和4年6月8日付で取下げとなりました。

以上です。

議長 それでは申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約32アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ3番は取り下げとなりました。

4番、前回保留の案件です。

増反による所有権移転で、前回は受人が農業用機械を所有しておらず、耕作の実

態について疑問があるため担当委員さんから営農計画書を求めたとの意見があり保留となりました。その後、受人から営農計画書が提出されましたが、担当委員さんより、所有地の実態調査も必要との意見があり受人の耕作状況を確認したところ、一部の所有地が農地として適切に管理されていないこと、また申請地の一部に造成され駐車場に使用されていた実態があり、今後の土地利用計画について再調査が必要と判断し保留意見となっています。

5番、前回保留の案件です。

新規農による賃借権の設定で、賃借期間は許可日から20年間です。

前回は、渡人が3条取得後、これまで耕作されていない状況で、渡人を代表とする一般法人が権利取得することや、借入後の農地改良及びシャインマスカット栽培に係る設備費用等について、営農計画書ではその実現性について疑問があるなどの意見があり保留となりました。その後、法人から農地改良に関する土地利用計画図及び資金計画に関する資料と、栽培方法に関する資料の提出があり審議した結果、許可意見となっています。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技

術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、贈与による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願ひします。

岡崎推進委員会 4番から13番までの10件について審議した結果、事務局の説明のとおり4番を保留意見、5番から13番の9件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
委員 ありません。

議長 それでは、申請等（1）は、取り下げの3番を除く1番から13番のうち、4番は保留、残る11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 3ページ1番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は進入路拡張です。

申請者は北側に隣接した自己所有地への出入りの際、進入路が狭く水路への転落事故が起きたため、宅地への出入りがしやすいよう申請地を敷地拡張し進入路として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願ひします。

岡崎推進委員会 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等（2）は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。  
全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 4ページ1番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区国富四丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になつたため、実家に隣接し、高齢の両親の世話が可能な祖父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和4年3月17日付けで農振除外済の案件です。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区円山の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長により手狭になつたため、夫の実家に近く相互に協力できることや、夫の勤務先に近く利便性が高い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和3年10月15日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

3番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になつたため、現居住地に近く、住み慣れた環境で、子どもの通学にも便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区江並の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になつたため、現居住地と妻の実家に近く、子どもの世話に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から11番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和4年3月17日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になつたため、妻の実家と勤務先に近く、共働きのため子どもの世話や両親の介護等、相互に助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、南区浜野一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先と実家に近く、通勤や子どもの世話に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、備前市日生町の実家に夫婦と両親と4人で居住していますが、出産予定があり、また家財道具が増え手狭になったため、勤務先と妻の勤務先に近く、仕事と家事の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。実家には両親が引き続き居住します。

8番、受人は現在、南区平福二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、出産予定があり、また家財道具が増え手狭になったため、互いの勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5ページ9番、受人は現在、新見市新見の官舎と、中区江崎の実家にそれぞれ居住していますが、現居住地では手狭なため、結婚・出産を機に実家に近く、育児や介護等お互い助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。実家には妻の両親が引き続き居住します。

10番、受人は現在、南区築港栄町の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、また家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近く家事と仕事の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、南区西市の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く、育児や介護等に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、令和4年3月17日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区湊の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家と祖父母の自宅に近く、祖父母や両親の手助けに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員長  
1番から12番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長  
協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員  
ありません。  
議長  
次に、東区の説明をお願いします。

橋本係長

5ページ13番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、東区宍甘に本社を置き、建設業を営んでいますが、現在使用している資材置場が目黒町の住宅地内にあり、振動等で近隣に迷惑をかけているため、本社に隣接し、周囲に迷惑のかからない申請地を露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で所有権を移転します。受人は現在、北区新屋敷町一丁目の借家に夫婦二人で居住していますが、出産の予定があり家財道具が増え手狭になるため、実家に近く育児や両親の介護など協力できる祖父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、令和3年5月18日付けで農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がりが10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区江崎の借家に夫婦二人で居住していますが、出産の予定があり家財道具が増え手狭になるため、実家に近く、育児や実家の農業の手伝いなどお互い助け合って生活できる祖父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父所有の土地で代替地もなく例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、令和4年4月22日付で農振除外済の案件です。

申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、東区草ヶ部の持ち家に夫婦二人で居住していますが、申請地北側の2世帯住宅に娘家族と居住するため、自家用車と来客用の駐車場が確保できる申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進

委 員

13番から16番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは、申請等（3）は、1番から16番までの16件を許可と決定してよろしいか。

- 全 員 よろしい。
- 議 長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請について審議します。事務局から説明をお願いします。
- 橋本係長 6ページ1番、令和3年5月18日付で農地法第5条一時転用許可済みの案件です。転用目的は仮設事務所で、転用期間は、令和3年5月18日から令和4年7月31日までです。
- 変更内容は、他工区の舗装修繕工事のため工期が延長となったもので、当初の期間より2か月延長するものです。
- 農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。
- 議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。
- 岡崎推進委員会 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 ありません。
- 議 長 それでは、申請等（4）は、1番の1件を承認と決定してよろしいか。
- 全 員 よろしい。
- 議 長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。
- 三 浦 今回の利用集積計画について説明します。
- 課長補佐 7ページ1番、2番、4番の3件で、農地中間管理機構である扱い手育成財団が行う売買事業で、1番と2番は財団から扱い手への所有権移転で、4番は土地所有者から財団への所有権移転です。
- 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。
- 以上です。
- 議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全 員 ありません。
- 議 長 それでは、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。
- 次に、申請等（6）農地の公売に対する買受適格証明願（耕作目的）について審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 8ページ1番、2番は、増反を目的に公売の農地を取得しようとするものです。1番、受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は現在、約72アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願ひします。

岡崎推進委員会 1番、2番について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも願出人は買受適格者であるとの意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等（6）農地の公売に対する買受適格者証明願については、いずれも願出人を適格者と認め、証明書を交付することと決定します。

次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 9ページ1番から11ページ8番までの8件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は賃借権が1件、所有権が7件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。  
以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から8番の8件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、12ページ1番から4番の4件で、転用目的は、露天貸駐車場1件、宅地拡張1件、共同住宅2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、13ページ1番から11番の11件で、転用目的は分譲住宅地5件、長屋住宅1件、建売住宅2件、資材置場1件、住宅用地造成2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、14ページ1番から15ページ7番までの7件です。解約理由は耕作目的が4件、転用目

的が3件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、16ページ1番の1件です。内容は果樹園です。  
以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

菱川担当 第2号議案について資料に従い説明。

課長

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時 5分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員